#### (調査資料)

# 障害者権利条約第24条の条文の解釈 -我が国のインクルーシブ教育システム構築に向けた国の施策立案の基本資料として-

#### 棟 方 哲 弥

#### (発達障害教育推進センター)

**要旨**: 障害者権利条約の一般的意見第4号 (CRPD/C/GC/4) は2016 年に採択された同条約第24条に関する障害者権利委員会によるガイドラインである。その本文の脚注には論拠を示した文献や法規など22件の引用文献が付されている。これらの引用されている文献や法規を理解することに加えて、これまで障害者権利委員会が示してきた締約国への総括所見について判例的な解釈を行うことができれば、締約国報告の作成や障害者権利条約に即した施策の立案等に有用なのではないかと思われた。

そこで本論では、障害者権利条約第24条の条文について、それらの理解を踏まえた各条文の趣旨と成り立ち、条文に関連すると考えられる主要国の総括所見の内容を参考に整理を行った。その上で、日本政府への第1回の総括所見の内容について検討した。それらの内容は、これから実施される我が国の第2次及び第3次合併の国連審査に向けて重要な手がかりとなると考えられる。

見出し語:障害者権利条約,一般的意見第4号,締約国報告,コメンタール

# I. 問題の背景

国連の主要な人権条約では、諸権利の基準や加盟国の義務についての基準を示すために「一般的意見(General Comments)」が採択される場合がある。「一般的意見」と訳されるが、国連によれば、条約によっては「勧告(recommendation)」とも呼ばれ、当該条約等に関して、各国の教育政策立案、施策の推進のガイドラインとなる重要な基準として位置づけられている(国連人権委員会、n.d.;障害者権利委員会,n.d.など)。障害者権利条約の一般的意見第4号(CRPD/C/GC/4)は2016年に採択された同条約第24条に関する障害者権利委員会によるガイドラインである。

障害者の権利に関する条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)(以下, 障害者権

利条約)の一般的意見第4号の本文の脚注には論拠を示した文献や法規など22件の引用が付されている。また、脚注にない引用も本文内に多くなされている。一般的意見は、締約国の総括所見における指摘事項の根拠となる重要な文書となっているが、実際の締約国報告の作成や障害者権利条約に即した施策の立案等に役立たせるためには、そこで引用されている文献や法規の理解に加えて、これまで障害者権利委員会が示してきた締約国への総括所見の内容も理解する必要がある。

ところで法律に関してコメンタールと言われる 注釈が付された資料が刊行される場合がある。例 えば、我が国では有斐閣による有斐閣コンメンタ ール (例えば、新版注釈民法 (谷口・石田編, 2002) や注釈憲法(伊藤・樋口・尾吹,他, 1995)) や海外で はフランスの Dalloz による注釈法典 (例えば、Code de L'Education Commenté (Débène & Marillia. 2011) , Code du Handicap Commenté(De Broca & Bougrab, 2011)など)がある。例に挙げた注釈民法や注釈憲法、そして Code de L'Education Commenté など、1 つの法律の条文を順に取り上げて記載するものがある一方で、Code du Handicap Commenté は、障害者に関連するさまざまな法律を参照しながら、例えば就学に関するテーマを挙げて、それに関連する各種法律の条文を取り上げている。それらの内容は、上記のいずれも条文、条文の趣旨、条文の成り立ちの沿革等が説明されており、その他に海外の同等の法律、学説、判例等が記載されているものがある。

障害者権利条約では、注釈版の条文は公開されていない。一連の一般的意見が公開されているが、これは条文と一対一対応したものではない。また、一般的意見は、条文についてのガイドラインであり、具体的な事例は記載されていない。上述のコメンタールにあるような実際の「判例」が示されることで、その条文が期待する具体的な内容が明らかになると期待される。総括所見の採択は裁判ではなく、あくまで障害者権利委員会の所見(observation)であるが、各国への総括所見の内容は、同委員会が下した判断として「判例」と同様の意味をもち、参考になるものと考えられる。

また、関連資料を合わせて読み解くことで、障害者権利条約の条文の背景や、なぜ、そのような文言が用いられているのか、その重要性を含めて理解することに繋がり、その意図がより明確になることが期待される。

以上を踏まえて障害者権利条約第 24 条について、上記の一般的意見第4号を参照しながら、それぞれの条文、条文の趣旨と成り立ち、関連する他の人権条約や国連の報告、関連学術論文を確認し、条文に関連すると考えられる主要国の総括所見の内容を判例と考えて条文の解釈を試みる。その際、総括所見においてインクルーシブ教育の構築が重要な論点であることから、障害者権利条約の第1項と第2項に焦点を当てる。本論では、それを基に、日本政府への第1回の総括所見の内容について検討する。それらの内容は、これから実施される我が国の第2次及び第3次合併の国連審査に向けて重要な手がかりとなると考えられる。

なお,障害者権利条約第24条については国連高等人権弁務官報告(A/HRC/58/29)が国連総会で採択(国連,2013)されている。この報告では国際人権条約や関連資料,学術論文,それまでの各国の総括所見の内容を踏まえた整理がなされている。また,我が国においても,各国の総括所見の内容について日本の取組に触れながらまとめた資料(徳永ら,2015)が存在する。しかしながら,一般的意見第4号が採択された2016年以前の報告であり,障害者権利条約,一般的意見,総括所見を照らし合わせる試みは見当たらないことから,本資料は,我が国以外の締約国の参考となることも期待される。

### Ⅱ. 目的

本資料では、障害者権利条約第24条について一般的意見第4号、関連条約や国連の報告書、主要国の総括所見の内容を、条文あるいは条文に示された内容に対応させて整理することで、今後の我が国の締約国報告の作成や障害者権利条約に即した施策の立案等に寄与する資料の作成を目的とする。

# Ⅲ.手続き

障害者権利条約を教育に関して検討する場合に は、教育に関する条項である第24条の条文を検討 することは当然であるが、第24条以外の条文や、 関連する人権条約との関係も重要となる。例えば、 障害者権利条約一般的意見第4号はインクルーシ ブ教育への権利について述べたものであるが, そ の第 IV 章は Relationship with other provisions of the Convention (条約にある他の条項との関係) となっ ており, そこには障害者権利条約の他の条項との 関連が記述されている。これによれば、障害者権 利条約の第4条一般的義務は、インクルーシブ教 育システム構築の漸進性, 第9条のアクセシビリ ティは,第24条のインクルーシブ教育や合理的配 慮の提供に密接に関連がある。また,一般的意見 第4号では、他の人権条約を踏まえた事項の項目 が多くある。加えて,条文の説明となっている第

II 章 Normative content of article 24 (第 24 条が遵守すべきと定めている事項) は,第 III 章 Obligations of States (締約国の義務) と第 V章 Implementation at the national level (国内における条約の実施) などと合わせて解釈しなければ,障害者権利委員会による締約国報告における指摘を理解することは困難といえる。また,上述したように,これまでに公開されている総括所見の内容を「判例」として整理することは,条文の趣旨をより深く理解することにつながると考えられる。

ここでは、先に述べたコメンタールと呼ばれる 注釈法規の例に倣って、障害者権利条約第24条の 条文を提示し、それらについて一般的意見第4号 の内容に加えて総括所見(ここでは日本、韓国、 フランス、イタリア、スウェーデン)を「判例」 と読み替えて整理を行う。取り上げる4カ国のうち、韓国とフランスは、吉利(2016)によれば日本と同じ「通常学級・分離教育措置並立群」であり、日本と比較しやすいこと、イタリアは「通常学級措置群」で、スウェーデンは「分離教育措置完結群」という、それぞれの特徴がある。日本の総括所見についての検討では、棟方(2023)による一般的意見の採択版とドラフト版の相違点なども援用して注釈を試みる。

資料は、それぞれ参考文献に示す Web サイトからダウンロードした。

# Ⅳ. 結果と考察

#### 1. 障害者権利条約第24条の条文について

日本語訳は、基本的には外務省訳としたが、我が国への総括所見に訳語の不正確さが指摘されていることから(CRPD/C/JPN/CO/1)、訳語には必要に応じて原文を付すこととした。なお、ここではインクルーシブ教育システムの構築を述べている第24条1項と2項を取り上げる。

#### 第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習(an

inclusive education system at all levels and lifelong learning) を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値に ついての意識を十分に発達させ、並びに人権、基 本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加すること を可能とすること。
- 2 締約国は, 1 の権利の実現に当たり, 次のこと を確保する。
- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度 (the general education system) から排除されないこ と及び障害のある児童が障害に基づいて無償のか つ義務的な初等教育から又は中等教育から排除さ れないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会(in the communities in which they live)において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償(an inclusive, quality and free)の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要とされる合理的配慮(Reasonable accommodation)が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度(within the general education system)の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する (consistent with the goal of full inclusion) 効果的で個別化された支援措置がとられること。

上記を踏まえて、2011(平成 23)年に、障害者権利条約の批准に向けた取組の1つとして我が国の障害者基本法が改正され、第十六条第1項に「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の

内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。(平成23年改正障害者基本法)」とされ、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ」という文言が新たに挿入された。その際、衆議院と参議院で行われた改正の審議では「可能な限り」という表現について、本人や保護者が特別支援学校や特別支援学級を望む場合は除いて、という意味である旨が説明された。合わせて、この文言の「共に教育を受けられるよう」とは、「可能な限り」と合わせて、特別支援教育をなくすという趣旨ではないとの説明がなされている(第百七十七回国会衆議院内閣委員会議録第十四号、2011)。

この「可能な限り」という文言は、これ以降において交流及び共同学習について述べる場合にも用いられるようになっている(文部科学省,2019など)が、交流及び共同学習については、障害者基本法では第十六条第3項に別に示しているものである。これらのことから、第十六条第1項の「共に教育を受けられる」の部分は通常の学級に在籍して学ぶことを指すものと想定していたと考えるのが妥当と思われる。

#### 2. 一般的意見第4号について

#### (1) インクルージョンの定義

第24条について採択された一般的意見第4号 におけるインクルージョンに係る定義は、以下が 特徴的である。すなわちインクルーシブ教育とは 「全ての児童生徒に必要な配慮を提供して効果的 に受け入れるために、 通常の学校に受け継がれて きた行動様式,考え方,実践の変更を伴って,教 育を受ける権利を妨げる障壁を取り除くための継 続する前向きな取組のプロセスの結果である」 (paragraph 10(d), General Comment No.4) (paragraph は以下、para.と記述する。)とされる。また、イン クルージョン (Inclusion) は「該当する年齢範囲の 全ての子供達に、彼らの要求や好みに最も適した 平等で参加型の学びの経験や環境を提供できると の視点に立って、その障壁を取り除くために、教 育における指導内容,指導方法やアプローチ,構 造や方略の変更や調整を具体化するための系統的 な形態の変更のプロセスを伴うもの」(para.11, General Comment No.4)とされる。

#### (2) 脚注,引用文献等

一般的意見第4号の脚注として表1に示す22件の文献等があった。表1では、各文献等の概要を含めて示す。その内容は人権に関する報告が中心であり、とりわけ、子供の教育への権利、障害のある子供の教育への権利について取り上げていた。

その他、児童の権利に関する委員会による、教育の目的に関する一般的意見第1号(2001年)(表1の引用番号4),経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会による、締約国の義務の性格に関する一般的意見第3号(1990年)(表1の引用番号15),女子差別撤廃委員会による、「女子の教育を受ける権利に関する一般勧告草案コンセプト・ペーパー」(2014年)(表1の引用番号17)、児童の権利に関する委員会による、自己の最善の利益を主として考慮される児童の権利に関する一般的意見第14号(2013年)(表1の引用番号18)、国連人権高等弁務官事務所による、『人権指標:測定・実施ガイド』(ニューヨーク及びジュネーブ、2012年)(表1の引用番号12)などがある。

障害者権利条約一般的意見第4号は,第24条に ついて述べたものであるが、引用された22件の文 献のうち、特に、国連高等人権弁務官による「障 害者の教育への権利に関する課題研究」の報告 (2013) (表1の引用番号1) は一般的意見第4号 (2016) 以前に第24条について包括的なまとめと して, その理解が不可欠であると思われる。また, 国連の「経済的、社会的、文化的権利委員会」に よる1976年に発効となった「経済的、社会的、文 化的権利に関する国際規約」は、その一般的意見 第13号(表1の引用番号3)をはじめとして22 件中7件を占めており、障害者権利条約の漸進性 についての理解をはじめとして, 障害者権利条約 に大きな影響があると思われる。次いで, 子ども の権利条約は、その一般的意見第1号(表1の引 用番号4)をはじめとして22件中5件を占めた。 これらのことから一般的意見第4号は、それまで のさまざまな人権条約等を踏まえていることから, 障害のある子供の教育への権利は、障害のある子 供に特別なものではないこと,全ての子供の教育

# 表 1 一般的意見第4号における脚注による引用文献一覧(本文の引用番号で掲載順。 同じ引用番号で複数の文献等がある場合には4-1など枝番とした。)

引用番号	文献の名称と一般的意見第4号での引用			
1	A/HRC/25/29 and Corr.1:国連文書の記号で示されているのは、国連高等人権弁務官によ			
	る「障害者の教育への権利に関する課題研究」の報告であり 2013 年に国連総会人権委員			
	会第25回セッションで採択されたもの。Corr.1の文字は,一部修正版(この場合はアラ			
	ビア語版のみ)を示す。障害者を含めて教育の普遍的権利(universal right)としての障害			
	者権利条約の第24条にある「教育」を取り上げた報告であり、それまでの国際人権条約			
	や関連資料,学術論文,それまでの各国の総括所見の内容を踏まえた整理がなされ			
	る。この文献の para.3 と para.68 を引用し「インクルーシブ教育のみ(only)が障害者に			
	質の高い教育と社会性の発達の両方を提供するものであること(一般的意見第4号の			
	para. 2)」の根拠を示す。引用番号 $4-1$ では排除から統合,インクルージョンの定義			
	根拠となっている。これらの重要な内容のほか全体で18ページ(48件の文献等の脚注が			
	ある)の報告書の最後には提言(Conclusions and recommendations)がある。また、本文で			
	通常の学級と指すと思われる「mainstream schools」を脚注として「general education」「regular			
	schools」そして「ordinary schools」と同義であり、障害のある子供のみを受け入れる「special			
	schools」と正反対のものであり、「mainstream schools」は障害者権利条約の「general			
	education」の用語と互換的に用いられる(p.4)と説明している。			
2	Art. 1 (2) of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities.: 障害者権利条約第 1 条			
	(目的)の第2項である。同条約の対象となる障害(環境との相互作用に言及)を明文化			
	する箇所であり、これを引用して一般的意見第4号が適用される対象が「実際に障害で			
	ある(actual disability)場合と障害と見做される場合(perceived disability)を含む(一般			
	的意見第4号の para.6)」の根拠を示す。			
3	Committee on Economic, Social and Cultural Rights, general comment No. 13 (1999) on the right			
	to education:国連の「経済的、社会的、文化的権利委員会」による1976年に発効となっ			
	た「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約(International Covenant on Economic,			
	Social and Cultural Rights)」の第 13 条に関する一般的意見第 13 号である。この para.1 に			
	は「教育は、それ自身が1つの人権であり、かつ、その他の人権を実現する不可欠な手段			
	である」があり、これを引用して一般的意見第4号では「インクルーシブ教育が教育以			
	外の人権を実現させる(一般的意見第4号の para.10(c))」の根拠を示す。なお、本表にあるように日国際担約は22 第三中の7年前の開放にまれており、日担約の一部的意見第2			
	るように同国際規約は22箇所中の7箇所の脚注に表れており、同規約の一般的意見第3			
<i>A</i> 1	号, 第 11 号, 第 13 号が引用されている。  A/IDC/25/20 and Complex 発見 1 は同じ、引用されているのは none 4 に「陰害者の登校教			
4-1	A/HRC/25/29 and Corr.1:番号1と同じ。引用されているのは para.4 に「障害者の学校教育制度は, 典型的に, 排除と分離と統合の3つのうちの1つであったこと」を述べて, そ			
	の3つを説明した内容であり、続く para.5 でサラマンカ声明において全ての子供のための学校すなわちインクルージョンについて記述している。これを引用して一般的意見第			
	4号では「排除、分離、統合、そしてインクルージョンがある中で前者3つの説明(一般			
	4々(Na THPM、万隅、Nia、てしてイングルーンヨンかめる中で則有るづい説明(一版			

的意見第4号の para.11)」を行っている。その根拠を示す。

4-2	Haited Nations Children's a Frank (INICEF). The Dight of Children soid Dight is
4-2	United Nations Children's Fund (UNICEF), The Right of Children with Disabilities to
	Education: a Right-based Approach to Inclusive Education (Geneva, 2012): ユニセフによる障害のある子供の教育への権利について権利としてインクルーシブ教育を目指すため
	の全体で 119 ページの声明書。その中に「インクルージョンについての理解 (p.10)」の
	中で、これまで分離、統合、インクルージョンがあることを説明している。これを引用し
	て 4-1 と同様に一般的意見第 4 号の para.11 の根拠を示す。
5	Committee on Economic, Social and Cultural Rights, general comment No. 13:番号3の文献と
3	同じ。この para.5 において、国際規約の第13条には、明示されていない男女平等や環境
	への敬意が、さまざまな人権条約等に含まれることが記載されており、一般的意見第4
	号で、同様に、さまざまな人権条約等を挙げたうえで「これらの文書には男女平等や環
	境への敬意が含まれる(一般的意見第4号の para.15)」の根拠を示す。
6	Committee on the Rights of the Child, general comment No. 1 (2001) on the aims of education:
	子どもの権利条約の一般的意見第1号「教育の目標」。同条約第29条(1)1項にある
	締約国が合意した子どもの教育の方向性について詳細に解説したもの。一般的意見第4
	号では障害者権利条約の教育の目標について記載する para.15 において教育へのアクセ
7	スに加えて、その内容を示す中で、その根拠を示す。
7	Committee on Economic, Social and Cultural Rights, general comment No. 13:番号3の文献と
	同じ。この para.6 において、教育に必要な要素「Availability」「Accessibility」「Acceptability」
	「Adaptability」を説明している。一般的意見第4号では para.20 において、障害者権利条約第24条第2項(4)になる Z供自身が民代する地域で他の Z供 ト同様に くいない。 シャ
	約第24条第2項(b)にある子供自身が居住する地域で他の子供と同様にインクルーシ ずで所の真い教育な受ける特別な説明する。20にないて教育システルが、トの4つの
	ブで質の高い教育を受ける権利を説明する para.20 において教育システムが、上の4つの 要素な遵守することななめる規模なデオ
8	要素を遵守することを求める根拠を示す。
8	Committee on the Rights of Persons with Disabilities, general comment No. 2: 障害者権利条約
	の一般的意見第2号は同条約第9条のアクセシビリティに関するものである。一般的意思第4号では、************************************
	見第4号では para.22-24 で上の4つの要素のうちアクセシビリティを説明している。当
	該箇所は para.22 であり、教育システム全体がアクセシブルである必要性を述べた箇所の 相関な デオーなな この文献は乗見10、乗見11に供給で見用されている
0	根拠を示す。なお、この文献は番号 10、番号 11 に併せて引用されている。
9	Committee on Economic, Social and Cultural Rights, general comment No. 13:番号3の文献と
	同じ。この para.6(c)において「Acceptability」について説明している。一般的意見第4号
1.0	の para.25 は同様に「Acceptability」の説明であり、その根拠を示す。
10	Committee on the Rights of Persons with Disabilities, general comment No. 2:番号8の文献と
	同じ。この文献では para.23-26 にかけて, 合理的配慮とアクセシビリティの関連について
	説明している。一般的意見第4号の para.28 は障害者権利条約第24条第2項(c)の個に応
	じた合理的配慮の提供に関した内容であり、この根拠を示す。
11	同上。一般的意見意見第4号では para.29 に引用されている。趣旨は番号 10 と同じ。

- 12 Committee on Economic, Social and Cultural Rights, general comment No. 3 (1990) on the nature of States parties'obligations: 国連の「経済的、社会的、文化的権利委員会」による 1976 年に発効となった「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約第 2 条 para.1 にある 締約国義務の性格 (the nature of) に関する一般的意見第 3 号である。この para.9 は漸進性に関する説明である。締約国の義務履行(目標の実現)が段階を踏んで行われることについて、単に漸進的であれば良いわけではないこと(目標の達成には時間を要するためであり、利用可能な最大限の資源を持って目標に向かうこと)を述べている。一般的意見第 4 号では para.39-58 に締約国の義務について述べている。引用されている para.40は、(第 24 条のインクルーシブ教育の完全な実現に向けて)利用可能な最大限の資源を使った措置による漸進的な努力を求めた上で、通常の学校と特別なあるいは分離された学校という 2 つのシステムを維持することとは相容れない(This is not compatible with sustaining two systems of education: a mainstream education system and a special/segregated education system.)としている(あくまでインクルージョンに向けた目標に合致させる必要のあることを示す)。
- 13 同上。同じ para.40 において、インクルーシブ教育に向けた教育予算の再編成を奨励し、 後退となる措置が障害のある学習者に偏ることが無いことを述べる根拠を示す。
- Letter dated 16 May 2012 by the Chair of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights addressed to States parties to the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights: 国連の「経済的、社会的、文化的権利委員会」委員長から締約国への書簡である。当時の経済危機に際して「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」の履行が退行の危機にあることを述べて、もし、退行措置がある場合には、一時的なものとすること、その措置が、特定の者に偏ることのないことを依頼するもの。一般的意見第4号のpara.40において、番号13にある措置が、危機的時期に限定された一時的な措置であり、不平等を緩和するためのあらゆる可能な措置を含めたものでなければならないことを述べており、その根拠として示す。
- Committee on Economic, Social and Cultural Rights, general comment No. 3:番号 12,番号 13 と同じ。一般的意見第4号では para.41 において、本文献の para.10 を引用して「締約国は、最低でも、教育を受ける権利の各側面の最低限の不可欠なレベルの充足を確保する最低限の中核的義務を有すること」を述べている。なお、本文献の para.10 では、利用可能な資源を最大限にするために必要な段階を踏む義務について述べている。
- 16-1 Ibid., general comment No. 11 (1999) on plans of action for primary education: 国連の「経済的, 社会的,文化的権利委員会」による「経済的,社会的,文化的権利に関する国際規約第14条にある初等教育に関する活動計画に関する一般的意見第11号である。本文献の para. 2では,教育への権利が,全ての人権が不可分で相互に依存である縮図であることを述べており,一般的意見第4号の para.44では,締約国が,全ての人権は不可分で相互依存していることを述べて,教育がその他の権利の実現に不可欠であることを述べる根拠としている。(para.44では,続けて,「その他の特定の権利が完全に効果的実施されるときにのみインクルーシブ教育が実現する」と述べている。)
- 16-2 Ibid., general comment No. 13: : 番号3, 番号7, 番号9の文献と同じ。番号16-1 と同じ 箇所で引用されている。この para.1 には「教育は、それ自身が1つの人権であり、かつ、その他の人権を実現する不可欠な手段である」と説明されている。

general recommendation on girls'/women's right to education" 差別撤廃委員会による女子差別撤廃条約第 10 条にある女子のペーパーである。一般的意見第4号では para.46 で障害者権利能に関する説明における根拠として示されている。  Committee on the Rights of the Child, general comment No. 14 (201	条約第 6 条障害のある女子  3) on the right of the child to もの権利条約の一般的意見
ペーパーである。一般的意見第4号では para.46 で障害者権利約に関する説明における根拠として示されている。  Committee on the Rights of the Child, general comment No. 14 (201	条約第 6 条障害のある女子  3) on the right of the child to もの権利条約の一般的意見
に関する説明における根拠として示されている。  Committee on the Rights of the Child, general comment No. 14 (201	3) on the right of the child to もの権利条約の一般的意見
Committee on the Rights of the Child, general comment No. 14 (201	もの権利条約の一般的意見
	もの権利条約の一般的意見
have his or her best interests taken as a primary consideration:子ど	唐されて」に則する―帆的
第14号。第3条第1項にある「児童の最善の利益が第1に考」	思される」に関する一般的
意見。一般的意見第4号の para.47 は,障害者権利条約第7条陸	障害のある児童に関するも
のであり、子供の最大利益が最優先である記載の根拠として示	<b>示す。</b>
19 Ibid., general comment No. 12 (2009) on the right of the child to be he	eard : 子どもの権利条約の
一般的意見第 12 号。一般的意見第 4 号では,障害者権利条約第	第7条第3項にある「障害
のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に	こ自己の意見を表明する権
利とその支援を提供される権利」を述べる中で本文献の「自己	己の意見を表明する権利」
を根拠として示す。	
Ibid., general comment No. 8 (2006) on the right of the child to protect	ion from corporal punishment
and other cruel or degrading forms of punishment : 子どもの権利約	条約の一般的意見第8号。
同条約第 19 条と第 28 条の para.2;第 37 条を主な対象とした一	般意見であり, 一般的意見
第4号では、障害者権利条約第16条搾取、暴力及び虐待からの	の自由に関する記述におい
て根拠として示す。	
21 Ibid., general comment No. 17 (2013) on the right of the child to re	est, leisure, play, recreational
activities, cultural life and the arts:子どもの権利条約の一般的意見	見第 17 号。同条約第 31 条
にある休息及び余暇、その年齢に適した遊び及びレクリエーシ	ションの活動を行い並びに
文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利に関する一般的意	意見。一般的意見第4号で
は para.58 において学校におけるスポーツや余暇活動について	述べる根拠として示す。
Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights	s, Human Rights Indicators: a
Guide to Measurement and Implementation (New York and Geneva,	, 2012): 国連高等人権弁務
官による人権指標に関するガイド(全体で 174 ページ)。一般的	的意見第4号では,障害者
権利条約第 33 条国内における実施及び監視やインクルーシス	ブ教育の進展に関する監視
について述べる中で締約国が SDG's Goal 4 に準拠した評価の材	枠組みを作成することを述
べる参考として示す。	

への権利と同等であることが改めて理解される。 一般的意見第4号には、脚注以外に、本文で、 直接に、引用されている文献や条項等がある。それ らには、以下のような引用が行われていた(表2)。 これらの引用については、脚注で示されていると同様、各種の人権に関する報告等が取り上げられているとともに、障害者権利条約の、第24条(教育)以外の条項が多く引用されている。

#### 国立特別支援教育総合研究所研究紀要 第51巻 2024

# 表2 一般的意見第4号における本文における引用文献一覧(掲載順)

番号	法律名称及び条文番号		
1	The Convention on the Rights of the Child (1989):子どもの権利条約(1989)		
2	The World Declaration on Education for All (1990):万人のための世界教育宣言(1990)		
3	The Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities (1993):障害者の機会均等に関する標準規則(1993)		
4	The Salamanca statement and framework for action (1994) :サラマンカ声明 (1994)		
5	Sustainable Development Goal 4:SDG's 目標 4		
6	The CRPD Article 3:一般原則		
7	The CRPD Article 4 (3):一般的義務		
8	The CRPD Article 33:国内における実施及び監視		
9	the 2030 Agenda for Sustainable Development:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ		
10	The Convention against Discrimination in Education of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO):ユネスコ 教育における 差別待遇の防止に関する条約		
11	The CRPD Article 11:法律の前にひとしく認められる権利		
12	The World Declaration on Education for All Article1 :万人のための世界教育宣言		
13	The Convention on the Rights of the Child Article 29 (1):こどもの権利条約		
14	The Vienna Declaration and Programme of Action (Part I, para. 33, and Part II, para. 80) : ウィーン宣言及び行動計画。Para. 33 は教育に関する事項,para. 80 は,人権教育に関する事項		

#### 国立特別支援教育総合研究所研究紀要 第51巻 2024

15	The Plan of Action for the United Nations Decade for Human Rights Education (para.
	2):人権教育のための国連 10 年(1995 年~2004 年)行動計画。Para. 2 は,人権教育の目標
16	The CRPD Article 23 (3):家庭及び家族の尊重
17	The CRPD Article 4 (1) (b):一般的義務
18	Article 9 of the Convention and with the Committee's general comment No. 2 (2014)
19	The CRPD Article 30 (4):文化的な生活,レクリエーション,余暇及びスポーツへの参加
20	The CRPD Article 4 (2):一般的義務
21	General Comment No. 3 (1990):一般的意見第3号
22	Sustainable Development Goal 4 and the Education 2030 Framework for Action: SDG's
23	The CRPD Article 5:平等及び無差別
24	The CRPD Article 6:障害のある女子
25	The CRPD Article 7:障害のある児童
26	The CRPD Article 8:意識の向上
27	The CRPD Article 9:施設及びサービス等の利用の容易さ
28	General Comment No. 1 (2014) :一般的意見第1号
29	The CRPD Article 16 (2):搾取,暴力及び虐待からの自由
30	The CRPD Article 19:自立した生活及び地域社会への包容
31	The CRPD Article 23:家庭及び家族の尊重
32	The CRPD Article 20:個人の移動を容易にすること

33	The CRPD Article	25:健康
34	The CRPD Article ョン	26:ハビリテーション(適応のための技術の習得)及びリハビリテーシ
35	The CRPD Article	27:労働及び雇用
36	The CRPD Article	29:政治的及び公的活動への参加
37	The CRPD Article	30:文化的な生活,レクリエーション,余暇及びスポーツへの参加
38	The CRPD Article	33:国内における実施及び監視

これらの障害者権利条約の他の条項との関係で言えば、第3条一般原則、第4条一般的義務、第33条国内における実施及び監視をはじめとする全般的な内容はもとより、第5条平等及び無差別、第6条障害のある女子、第7条障害のある児童といった Normative Content と呼ばれる権利条約が遵守すべきと定めている条項(第24条の「教育」もその1つ)として18の条項との関連が示されている。

# 3. 障害者権利委員会による締約国報告ガイドラインと主要国の総括所見について

一般意見第4号を踏まえて(時期的には,一般的意見第4号の採択と並行して採択された)障害者権利委員会による締約国報告ガイドライン(CRPD/C/3)(2016)には,第24条について,(a)から(v)まで22項目の報告事項を求めている(国立特別支援教育総合研究所,2023)。その最初に以下のような報告事項を求めている(以下,読みやすさのために箇条書きとして番号を付している。)。

- (1) 教育に関する法律において、全ての障害のある人のための実質的で効力のあるインクルーシブ教育への権利を含むインクルーシブ教育の明確な理解の上で、インクルーシブで平等な教育を提供する措置
- (2) 全ての学校から「排除されない」という明

示的な文言並びに合理的配慮を受ける権利が規定 されることを確保するための措置

- (3)障害を理由とした教育からの排除に対して, これを効果的に是正するための措置
- (4) まだ分離的な教育環境に措置されている児童生徒数とその割合並びに、分離的な教育環境から、十分な個別の支援の下に通常のインクルーシブな教育環境へ移行した児童生徒数とその割合これに関連すると思われる諸外国の総括所具の

これに関連すると思われる諸外国の総括所見の 例には、以下のようなものがある。

まず、韓国は、日本と同様に多様な学びの場を 提供する国であり(国立特別支援教育総合研究所、 2023), 権利条約の批准は2008年12月で, すでに 2つの審査を終えている。初回の韓国に対する総 括所見では「インクルーシブ教育ポリシーはある ものの、通常の学校の障害のある生徒が特別な学 校に戻っていること, 通常の学校に在籍する障害 のある生徒が、ニーズに応じた適切な支援がある 教育を受けていないことを懸念する (CRPD/C/KOR/CO/1)」とした上で「現行の教育 のインクルーシブ教育ポリシーの有効性の研究の 実施や支援技術やアクセシブルな教材やカリキュ ラム、アクセスしやすい学校環境を提供するなど 教育施設における合理的配慮の提供の一層の推進, 通常学校の教員と職員への訓練の重点化が必要で ある (CRPD/C/KOR/CO/1)」としている。第2次及

び第3次の合併審査では、初回の指摘に改善が見られないことから、インクルーシブ教育に関するポリシーの再構築が求められこととなった(CRPD/C/KOR/CO/2-3)。

次に, フランスの総括所見について紹介する。 フランスも, 日本や韓国と同様に, 通常学級・分 離教育措置並立群(吉利,2016), すなわち多様な 学びの場を提供する国に分類されている(国立特 別支援教育総合研究所,2023等)。フランス政府は 2007年3月30日に障害者権利条約に署名し,2010 年2月18日に批准した。約4年間遅れて締約国報 告を2016年5月18日に提出している。フランス は、歴史的に、障害のある子供の教育は、厚生省 管轄で行われてきた経緯があり、2005年に、全て の障害のある子供は、居住地の通常の学校の学籍 を持つことを教育法典で定め、教育省で教育を行 う方向性へ移行中である。総括所見では、「多数の 障害のある子供たちが、寄宿型の医療-社会施設を 含む分離された教育状況に置かれており、あるい は、通常学校内の分離された学級に措置されてい ることを懸念している(CRPD/C/FRA/CO/1)」とし て「寄宿型の医療-社会施設を廃止し、そこに措置 されていた全ての子供に必要な支援を行って通常 の学校に受け入れること (CRPD/C/FRA/CO/1)」な どが指摘された。ここで述べられている「医療-社 会施設」は、厚生省系の教育施設であり、欧州各 国の特別なニーズ教育に関する統計データベース において特別な学校に分類されている(European Agency for Special Needs and Inclusive Education, n.d.)。したがって、韓国と同様に特別な学校への 就学についての指摘であるが、フランスの場合に は、この「学校」が教育省管轄ではないことを含 めての指摘と考えられる。

その一方で、特別な学校の存在を報告している にもかかわらず、総括所見で肯定的な評価を得た 国もある。それがスウェーデンであった。

スウェーデンの総括所見 (CRPD/C/SWE/CO/1) では肯定的側面の一つとして「委員会は, 1.5%の子供が家族による判断に従って通常の学校以外で授業を受けているところのインクルーシブ教育システムを称賛する (The Committee commends Sweden for its inclusive education system, where 1.5

per cent of children are instructed outside of regular schools in accordance with the decision made by their family.)」との記載がある。総括所見の記述は、以 上であるが, スウェーデンの締約国報告 (CRPD/C/SWE/1) によれば「スウェーデンの教育 システムは、インクルージョンの原則に基づいて いる」と明記した上で、そのほかの障害を含めて 1.7%の子供のみが特別な場における教育を受け ていることを報告している。これらを踏まえると, 締約国報告において、学校教育の原則がインクル ージョンである場合には,教育上の必要性と保護 者の意思による通常の学校以外の教育の場の存在 がある場合であっても肯定的に評価される可能性 が示唆される。なお、上記の総括所見には1.5%と いう数字が示されているが、締約国報告には、上 に示したように 1.7%とある。総括所見の数字が, 他の資料によった可能性もあるが、本稿では、当 該資料を見出せていない。

その一方,スウェーデンでは,是永(2022)が 報告するように知的障害特別支援学校は、基礎自 治体立学校の一部として, 地域で全ての子供の教 育保障を目指す多元的インクルージョン実現の方 策の1つであると示唆されており、他の国とは異 なったアプローチで特別な学校を保持していると 思われることから今後も丁寧に分析を行う必要が ある。さらに、一般的意見第4号の para.40 は(第 24 条のインクルーシブ教育の完全な実現に向け て)利用可能な最大限の資源を使った措置による 漸進的な努力を求めた上で、この漸進的を認める という意味は,通常の学校と特別な、あるいは分離 された学校という2つのシステムを維持すること とは相容れない (This is not compatible with sustaining two systems of education: a mainstream education system and a special/segregated education system.) としている。これは締約国の義務とされ ており, スウェーデンへの肯定的意見の意図が, 漸進性を認めた上でのものであるのか否か見極め る必要がある。

次に、1992年2月5日基本法第104号により障害の有無に関わらず、全ての子供が地域の学校に就学することが保障される(国立特別支援教育総合研究所、2017など)イタリアの総括所見につい

て検討する。イタリアは、吉利(2016)において 単一路線型(通常学級措置群)の例とされている 国である。総括所見では、まず、インクルーシブ 教育が法律に位置づけられていることを評価した 上で、質の高い教育を実現するためのリソースの 不充足が指摘されている。

イタリアの総括所見 (CRPD/C/ITA/CO/1) の肯定的側面に para.4 として「(前略) 委員会は,締約国が,この 30 年間にわたり,分離からの解放であるインクルーシブ教育システムの実施を希求してきたことを称賛する。」と記載がある。その上で,イタリアへの要請として para.56 に「委員会は,全ての学校段階で,インクルーシブ教育に関する法令等の実施を監視することで,教室におけるインクルーシブ教育,支援の提供,教員研修の質を高めるための,十分な資源,期限と特定の目標を持った行動計画を実施すること。(後略)」と記載がある。

#### 4. 日本政府への総括所見について

日本政府に対する初回の締約国報告に対する総 括所見の主な部分について、上記の障害者権利条 約並びに一般的意見第4号、他の国の総括所見か ら、指摘の根拠、妥当性、今後の締約国報告のあ り方について検討した結果は以下のとおりである。

#### (1) 日本政府への総括所見の概要

初回の締約国報告に対する総括初見の採択の経 過は以下のとおりである。

日本政府は 2007 年 9 月 28 日に障害者権利条約に署名し,2014 年 1 月 20 日に批准した。2016 年 2 月 20 日が提出の期限であった締約国報告を2016 年 6 月 30 日に提出し(国連による公表日は2017 年 10 月 4 日),2022 年 8 月 22 日と 23 日の審査の後,2022 年 10 月 7 日付けで,初回の締約国報告に対する総括所見(CRPD/C/JPN/CO/1)が障害者権利委員会で採択された。

以下は、その「要請」の一部を訳出したものを、 国立特別支援教育総合研究所(2023)から転載し たものである。なお、この「要請」の前に、「懸念」 として述べられている部分もある。

#### 教育 (第24条)

委員会は、インクルーシブ教育の権利に関する

一般的意見第4号(2016年)および持続可能な開発目標4,目標4.5および指標4(a)を想起し、 締約国に対し、次のことを強く要請する。

- (a) 分離された特別な教育を永続しないことを目的として、教育に関する国家政策、法律、行政上の取り決めの中で、障害のある子供がインクルーシブ教育を受ける権利を認識し、全ての障害のある児童生徒・学生が、あらゆるレベルの教育において、合理的配慮と必要とする個別の支援を受けられるように、特定の目標、期限、十分な予算で、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること。
- (b) 全ての障害のある子供の通常の学校へのアクセスを保障し、通常の学校が障害のある子供を拒否することを許さない「拒否してはならない」条項と方針を打ち出し、特別な学級に関する教育省の通知を撤回すること。

### (2)日本政府への総括所見の解釈と想定される 対応

これらについて,これまで紹介してきた一般意見第4号,「判例」と位置付けた各国への総括所見を踏まえると,以下のような指摘ができるかもしれない。

すなわち、障害者権利条約第24条の「an inclusive education system」は、本論で紹介したスウェーデンへの総括所見の肯定的意見において「Committee commends Sweden for its inclusive education system」と記述されているように、インクルーシブな教育制度は、障害者権利条約の趣旨に基づいて、それぞれの国が独自に構築するものと理解される。また、障害者権利条約は、第4条の一般義務によれば、施策の推進等において、漸進性を許容しており、基本的な方向性が定まっている場合には、それが移行段階として、当初の目標を達成している理想的な姿でないことが許容される。

その意味では障害があることが理由で特別な教育の場が存在する場合にも、その場が「永続」するものであるのか、否かについて改めて検討が必要であろう。

ところで棟方(2023)は2016年8月26日に採択された一般的意見「インクルーシブ教育への権利(General Comment No.4)」のドラフト版への各

国政府や NPO からの意見招請を踏まえて修正の 上決定された採択版が規定するインクルーシブ教 育についての情報を整理している。そこではドラ フト版に見られた通常の学校の特別のクラスやユ ニット (特別支援学級) が分離型のタイプとして 説明された部分の削除 (棟方,2023) が明らかにさ れた。

それらを踏まえると、今回の総括所見の「懸念」 の部分において、特別支援学級が、分離された特別な教育の場として取り上げられていることは、 やや厳しいものと言えるかもしれない。

本論では、インクルーシブ教育システムの構築について中核となると思われる第 24 条の2つについて述べた。なお、第 24 条には上記のほかに、合理的配慮、教員の研修、教材の提供などに言及した(c)から(f)がある。

# (3) 我が国の第2次及び第3次合併の締約国報 告と審査に向けて

一般的意見は、それまでに提出された締約国報告書も踏まえて、障害者権利委員会が採択した正式な文書であり、その内容は締約国によって尊重されなければならない。その一方で、例えば、締約国のうち少なくない国が、特別な教育の場の重要性を指摘している(棟方、2023)事実がある。

また,我が国に対する総括所見で特別支援学級に言及した部分については,すでに述べたとおりである。

我が国の第2次及び第3次合併の審査では、これまで述べてきたような障害者権利条約第24条の基本的な趣旨を踏まえて締約国報告を作成する必要がある。また、一般的意見第4号で引用された国連高等人権弁務官による「障害者の教育への権利に関する課題研究」の報告では、通常の学級を指すと思われる「mainstream schools」を脚注において「general education」「regular schools」そして「ordinary schools」と同義であり、障害のある子供のみを受け入れる「special schools」と正反対のものであり、「mainstream schools」は障害者権利条約の「general education」の用語と互換的に用いられる(p.4)と説明している。

さらに,前述の,同じく一般的意見第4号に引用 された国連の「経済的,社会的,文化的権利委員 会」による1976年に発効となった「経済的、社会 的,文化的権利に関する国際規約第2条 para.1 に ある締約国義務の性格(the nature of)に関する一 般的意見第3号について触れたい。この規約の para.9 は漸進性に関する説明である。締約国の義 務履行(目標の実現)が段階を踏んで行われるこ とについて、単に漸進的であれば良いわけではな いこと(目標の達成には時間を要するためであり、 利用可能な最大限の資源を持って目標に向かうこ と)を述べている。すでに述べたように、一般的 意見第4号では、条約の履行の漸進性は認めなが らも、通常の学校と特別な、あるいは分離された 学校という2つのシステムを維持することとは相 容れないとして、あくまでインクルージョンに向 けた目標に合致させる必要のあることが示されて いる。

これに関連するものとしてイギリスの例に触れたい。イギリスは特別な学校の存在に関する留保宣言をした上で障害者権利条約を批准し、それを維持してきた。障害者権利委員会から事前質問事項で、その留保の撤回について問われ、その回答では特別な学校を存続させるとして、それを撤回しないことを明言していたが、総括所見では、委員会の撤回を求める要請に変わりはなかったことも重要な情報と思われる。

棟方(2023)で述べられたように、少なくとも、 我が国を含めた締約国はこの一般的意見第4号の 内容を具体的な水準で理解し、施策につなげると ともに、その施策が一般的意見の要請と整合性の あることを示していかなければならない。このこ とは、今回の第24条の条文の検討においても確認 されたものと考えられる。

# Ⅴ. まとめ

障害者権利条約一般的意見第4号の本文の脚注として、その論拠を示した文献や法規など22件の引用などを確認した。特に、国連高等人権弁務官による「障害者の教育への権利に関する課題研究」の報告(2013)は一般的意見第4号(2016)以前における障害者権利条約第24条についての包括的なまとめとして重要であり、国連の「経済的、

社会的,文化的権利委員会」による1976年に発効となった「経済的,社会的,文化的権利に関する国際規約は,その一般的意見第13号をはじめとして22件中7件を占め,子どもの権利条約は,その一般的意見第1号をはじめとして22件中5件を占めた。一般的意見第4号は,それまでのさまざまな人権条約等を踏まえていることから,障害のある子供の教育への権利は,全ての子供の教育への権利であることが再確認された。

一般的意見第4号は、障害者経理条約締約国の総括所見における指摘事項の根拠となる重要な文書となっているが、実際の締約国報告の作成や障害者権利条約に即した施策の立案等に役立たせるためには、引用されている文献や法規の理解に加えて、これまで障害者権利委員会が示してきた締約国への総括所見を参考にすることも重要である。

本論では、これらに基づき、一般的意見第4号について、その引用文献・法規・他の条約等を含めて取り上げ、加えて他の国の総括所見を「判例」として扱うことで、障害者権利条約第24条(教育)の条文についての一つの解釈を示した。さらに、これに基づいて、日本の総括所見並びに第2次及び第3次締約国報告に関する提案も行った。

注:本論文の内容は,著者が国立特別支援教育総合研究所(2023)「諸外国に対する障害者権利条約第24条に関する総括所見の内容について-韓国・ドイツ・フランスを中心に-」として,文部科学省の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議(第7回)会議(特に「補足説明(報告者)」として)において発表した内容を含んでいる。

# 文献(引用文献・参考文献)

- Débène, M. & Marillia, F. (2011). Code de l'Education commenté : Edition 2011, Editions Dalloz, Paris.
- European Agency for Special Needs and Inclusive Education(n.d.), European Agency Statistics on Inclusive Education, https://www.europeanagency.org/activities/data(アクセス日, 2024-1-5)

- De Broca, A & Bougrab, J. (2011). Code du handicap 2e édition, Editions Dalloz, Paris.
- 伊藤正己・樋口陽一・尾吹善人・他(1995). 注釈憲 法, 有斐閣新書—法律注釈書シリーズ, 有斐閣.
- 外務省(n.d.).障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約).
- https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\_shogai sha.html(アクセス日, 2024-1-5)
- 外務省(2014).障害者の権利に関する条約(本文 外 務省訳). 2014-01-30.
- https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr\_ha/page22\_000899.h tml(アクセス日, 2024-1-5)
- 国連総会(2007).Convention on the Rights of Persons with Disabilities [A/RES/61/106].
- 国 連 (n.d.).United Nation Treaty Collection. https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TR EATY&mtdsg\_no=IV-15&chapter=4&clang=\_en( アクセス日, 2024-1-5)
- 国連人権委員会 (n.d.) . General Comments. https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/general-comments(アクセス日, 2024-1-5)
- 国連人権条約機関データベース(n.d.).UN Treaty Body Database.
  - https://tbinternet.ohchr.org/\_layouts/15/treatybodyexter nal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=4&DocTypeI D=5(アクセス日, 2024-1-5)
- 是永かな子(2022).スウェーデンにおけるインクルーシブ教育推進のための統合教育の保障 -通常学校の学習指導要領と知的障害特別学校の学習指導要領の同時履修-.高知大学学術研究報告 71, 17-25.
- 国立特別支援教育総合研究所 (2017). 諸外国における障害のある子どもの教育, 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第6号, 102-118.
- 国立特別支援教育総合研究所 (2023). 諸外国に対する障害者権利条約第 24 条に関する総括所見の内容について-韓国・ドイツ・フランスを中心に-,通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議(第7回)会議資料. https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/20230125-mxt\_tokubetu02-000027205\_4.pdf(アクセス日, 2023-10-1)
- 文部科学省(2019). 「交流及び共同学習ガイド(2019

- 年3月改訂)」,
- https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/tokubetu/141389 8.htm(アクセス日, 2024-1-5)
- 棟方哲弥 (2023). 障害者権利委員会一般的意見「インクルーシブ教育への権利」(General Comment No.4)ドラフト版を巡る議論-ドラフト版から採択版における主要な変更と公開された意見-, 国立特別支援教育総合研究所研究紀要, Vol.50, 国立特別支援教育総合研究所.
- 障害者権利委員会 (n.d.).General Comments. https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/GC .aspx(アクセス日, 2024-1-5)
- 障害者権利委員会(2009). Guidelines on periodic reporting to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, including under the simplified reporting procedure.
- https://tbinternet.ohchr.org/\_layouts/15/treatybodyexterna l/Download.aspx?symbolno=CRPD%2FC%2F3%2F2 &Lang=en(アクセス日, 2023-10-1)
- 障害者権利委員会(2019). List of issues in relation to the initial report of Japan.
- https://tbinternet.ohchr.org/ layouts/15/treatybodyexterna

- l/Download.aspx?symbolno=CRPD%2FC%2FJPN%2 FQ%2F1&Lang=en (アクセス日, 2023-10-1)
- 障害者権利委員会(2022).Concluding observations on the initial report of Japan, CRPD/C/JPN/CO/1.
- 第百七十七回国会衆議院内閣委員会議録第十四号 (2011).
- https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/000217720110615014.htm(アクセス日, 2024-1-5)
- 谷口知平・石田喜久夫編(2002). 新版注釈民法.有 斐閣コメンタール、有斐閣.
- 徳永亜希雄・齊藤博之・堺裕・田中浩二・逵直美・山本薫(2015). 教育(第24条), 特集 障害者権利条約の実行状況の評価と論点:26か国への総括所見から, リハビリテーション研究(165), 23-27.
- UNESCO(2009). Policy Guidelines on Inclusion in Education, UNESCO.
- https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000177849 (ア クセス日, 2024-1-5)
- 吉利宗久 (2016). インクルーシブ教育をめぐる国際動向,発達障害研究,38(1).

# An Interpretation of Article 24 Education of the CRPD –As a fundamental resource for establishing national policies on Inclusive Education in Japan–

## MUNEKATA Tetsuya

(Center for Promoting Education for Persons with Developmental Disabilities)

Abstract: The purpose of the present paper is to develop an interpretation of Article 24 of the CRPD and General Comment No. 4 of Article 24: Right to inclusive education. General comment No. 4 on Article 24 of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD/C/GC/4) is the guideline of Article 24 of the Convention which was decided under the Committee on the Rights of Persons with Disabilities in 2016. The document contains 22 cited related human rights conventions, articles, and legislations for references. The author examined all the references as well as several other states parties' concluding comments which have been decided by the Committee and developed an interpretation of Article 24 of the CRPD. The author then applied the interpretation to analyze the contents of the first concluding comments of the Committee of CRPD to the government of Japan and discuss the issues. The results can be referred to as a useful resource for establishing national policies on Inclusive Education in Japan.

Keywords: CRPD, General Comment No.4, commentary(legal interpretation)